

泉大津市

高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

【概要版】

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

ともに生き
心と心をつなぐ
すこやか安心長寿のまち
いずみおおつ

令和6年3月
泉大津市

1 計画策定にあたって

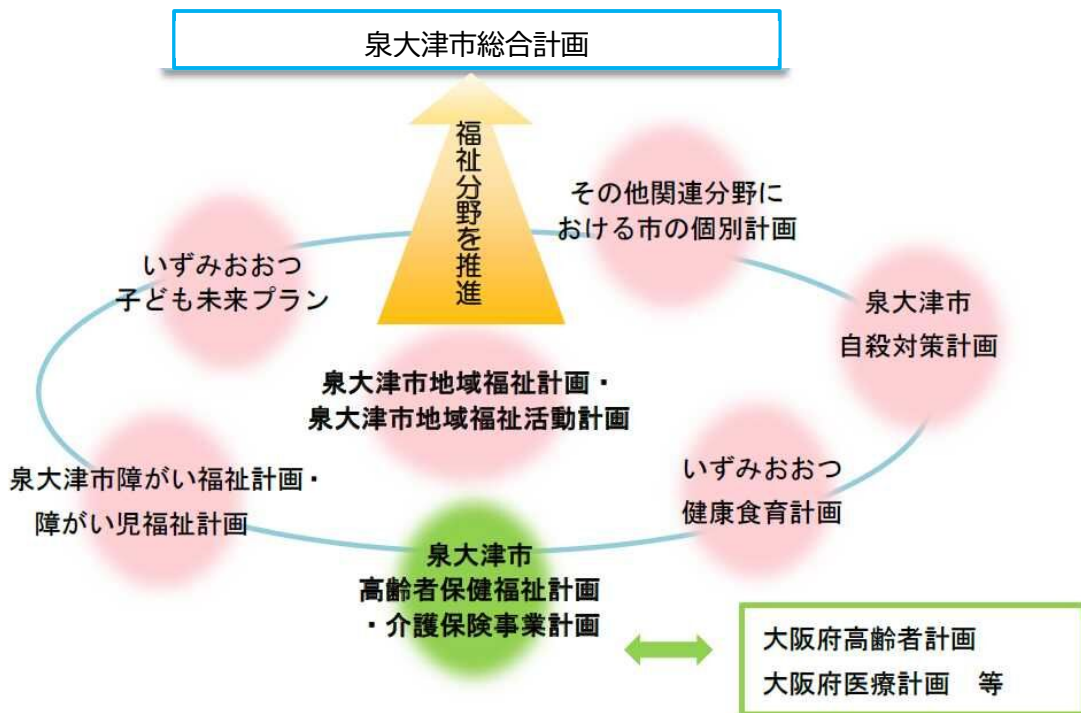
(1) 計画策定の趣旨

本市は、高齢者 19,167 人、高齢化率 26.2%（令和 5 年 10 月 1 日現在）と全国や大阪府平均と比べると低くなっているものの、高齢化が進んでおり、高齢化率は今後も増加することが見込まれています。

第 8 期計画を振り返り、事業の検証・分析を行うとともに、国の基本指針の内容等を踏まえ、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進をめざします。また、誰もがより長く元気に活躍できる社会をめざし、市民の社会参加、健康寿命の延伸、医療・福祉サービスの充実にむけた取組を進め、介護保険サービスを必要とする高齢者やその家族が安心して生活を送れるよう、令和 8 年度（2026 年度）までを期間とする第 9 期計画（本計画）を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

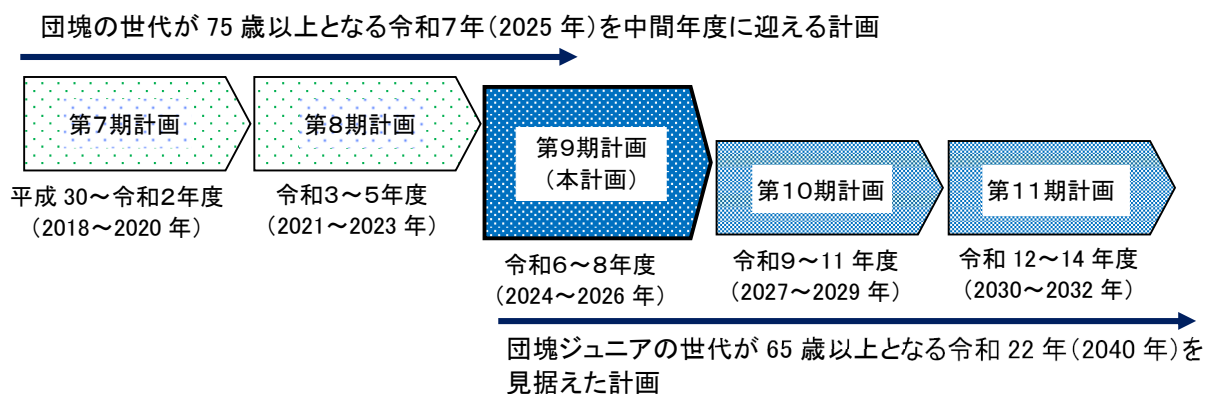
本計画は、本市の最上位計画である「泉大津市総合計画」との調和を保ち高齢者保健福祉分野に関する計画として策定するものです。また、他の保健・医療、住宅、生涯学習などの関連分野における市の個別計画、「大阪府高齢者計画」、「大阪府医療計画」等と整合性のある計画として策定します。



(3) 計画の期間

本計画は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 3 年間を計画期間とします。

さらに、計画期間中には団塊世代が 75 歳以上になる令和 7 年（2025 年）を中間年度に迎え、団塊ジュニア世代が 65 歳となり現役世代が急減する令和 22 年（2040 年）を念頭に置き、中長期をも見据える計画とします。



2 計画の基本的な考え方

(1) めざすべき高齢社会像

第 8 期計画(令和 3 年度(2021 年度)～令和 5 年度(2023 年度))においては、団塊の世代が後期高齢者となり、要支援・要介護認定者の増加が加速し始める令和 7 年(2025 年)を見据え、「ともに生き 心と心をつなぐ すこやか安心長寿のまち いずみおおつ」をめざすべき高齢社会像とし、「地域共生社会」の実現に向けた施策の展開を図りました。

本計画では、計画期間中に、第 6 期計画以降目標としている令和 7 年(2025 年)を迎えるため、これまでの地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組の実施状況を評価・検証を集大成として行うとともに、次なる展望を見通す必要があります。

そこで、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者の急増と現役世代人口の急減が同時期に起こる令和 22 年(2040 年)を見据え、介護予防・重度化防止の取組や元気高齢者の社会参加等を進めつつ、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりに取り組むことがますます重要となります。

上記を踏まえて、第 9 期計画においても、第 8 期計画に引き続き、めざすべき高齢社会像として「ともに生き 心と心をつなぐ すこやか安心長寿のまち いずみおおつ」を掲げ、高齢者が住み慣れた地域や居宅で健康寿命を延ばしながら、安心して暮らせる地域社会を創造し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

**ともに生き 心と心をつなぐ
すこやか安心長寿のまち いずみおおつ**

(2) 計画の基本的な視点

基本的視点1 高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防

高齢期をいきいきと元気に過ごせるよう、市民自らが主体的に健康づくりに取り組み、また、生活習慣病予防や介護予防についても、壮年期や高齢者すべてが自らのこととして関心を持つことが重要です。そうした市民の主体的な健康づくりや介護予防を促進・支援するために、自主サークルへ運動指導士の派遣を行うなどのセルフケアの推進の強化に取り組みます。

また、運動が習慣づけられるよう、生涯スポーツの取組を進めるとともに、高齢者等も気軽にできる体操等を推進します。

さらに、高齢期においても、地域とのかかわりを持ち続け、生きがいに満ちた生活を送れるよう、民間企業とも連携し就労的活動や多様な通いの場の創出に取り組むとともに、地域活動の創造・活性化、元気高齢者の社会参加を促し、「支える側」と「支えられる側」という枠を超えて地域住民が ともに支え合う地域づくりを進めます。

基本的視点2 住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくり

今後、高齢化の進展に伴って複雑化・複合化した地域住民のニーズが増加していくと予想されることから、地域包括支援センターを中核とする相談支援体制や住民どうしの助け合い・支え合いの仕組みがこれまで以上に重要になってくるものと考えられます。

在宅生活の継続を求める要介護者が多い現状を踏まえ、在宅医療・介護の連携を強化するとともに、認知症となってもできる限り自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざします。認知症基本法に基づいて国が策定する「認知症施策推進基本計画」等で示される国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて必要な対応を行います。

基本的視点3 介護ニーズに対応するための介護保険事業の充実

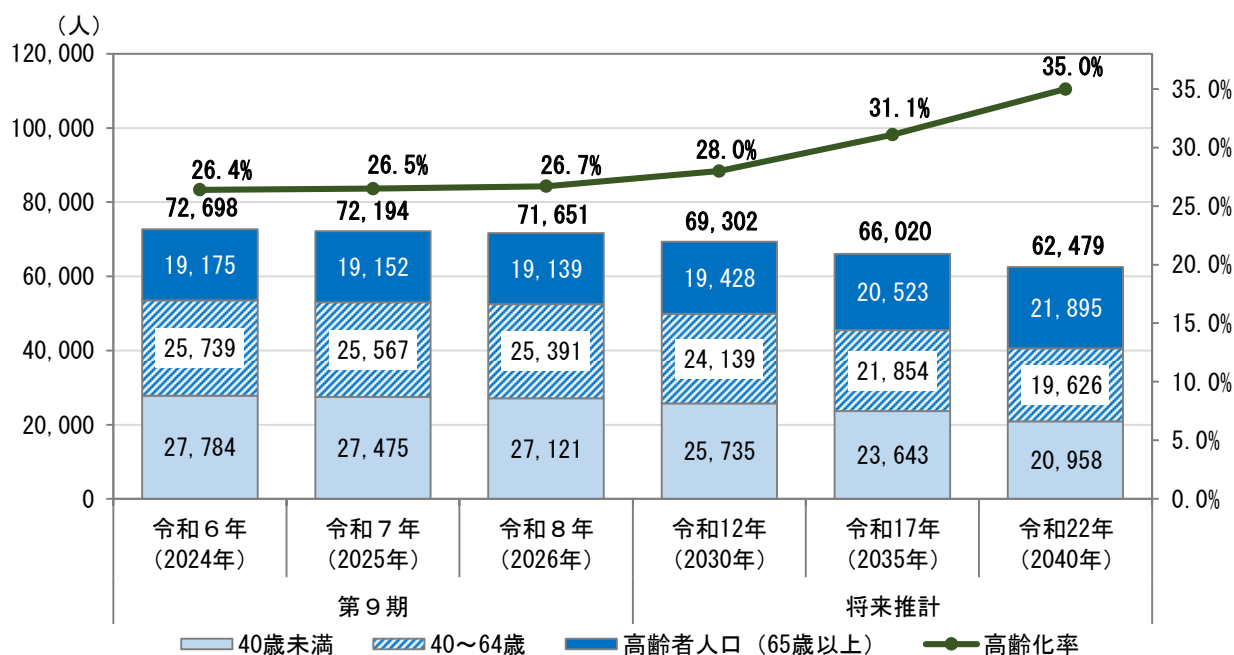
高齢者、特に後期高齢者の増加に伴い、今後はますます要介護等認定者数やサービス利用者数が増加するなど、介護保険サービスのニーズが増大していくことが予想されます。

要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続するため自らの選択に基づき適切なサービスが利用できるように、サービスの質のほか、種類と量を確保していきます。

3 将来フレーム

(1) 人口推計

総人口の推計をみると、一貫して減少傾向で推移し、令和8年（2026年）では、71,651人、令和22年（2040年）では62,479人と見込まれます。一方、高齢化率は今後一貫して上昇し、令和8年（2026年）では26.7%、令和22年（2040年）には35.0%と見込まれています。



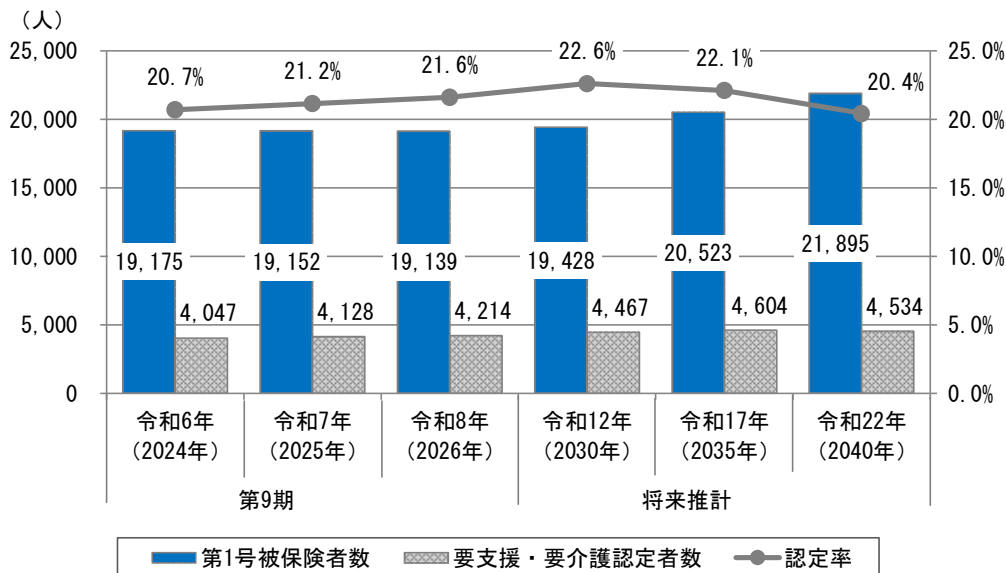
※令和元年（2019年）から令和5年（2023年）までの各年9月末の住民基本台帳人口を基にし、令和6年（2024年）～令和8年（2026年）、令和12年（2030年）、令和17年（2035年）及び令和22年（2040年）をコーホート変化率法により推計

※「コーホート変化率法」とは、同年に生まれた集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(2) 要介護認定者数

①要支援・要介護認定者数と認定率

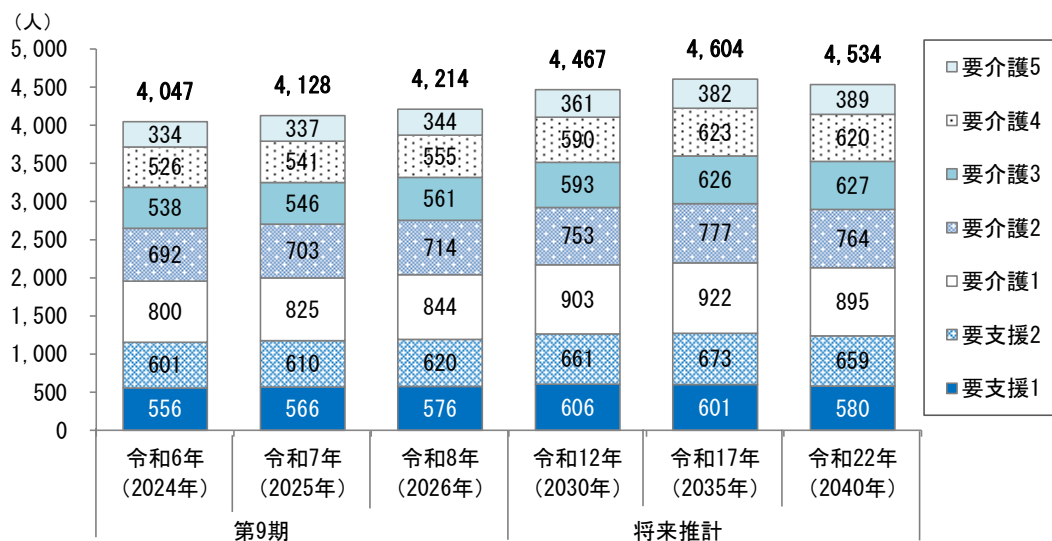
要支援・要介護認定者数の推計をみると、増加傾向にあり、令和6年(2024年)から令和8年(2026年)までで167人増加しています。また、令和22年(2040年)には4,534人まで増加する見込みとなっておりますが、認定率はほぼ横ばい状態となる見込みです。



※資料：将来推計人口及び厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和5年(2023年)月報をもとに、地域包括ケア「見える化」システムで推計

②要支援・要介護認定者の内訳の推計

要支援・要介護認定者数の内訳の推計をみると、いずれの要介護度でも増加傾向にあります。特に、令和12年(2030年)にかけて要介護1が大きく伸びる見込みとなっております。令和22年(2040年)まででは、要介護3、4が増加する見込みとなっております。



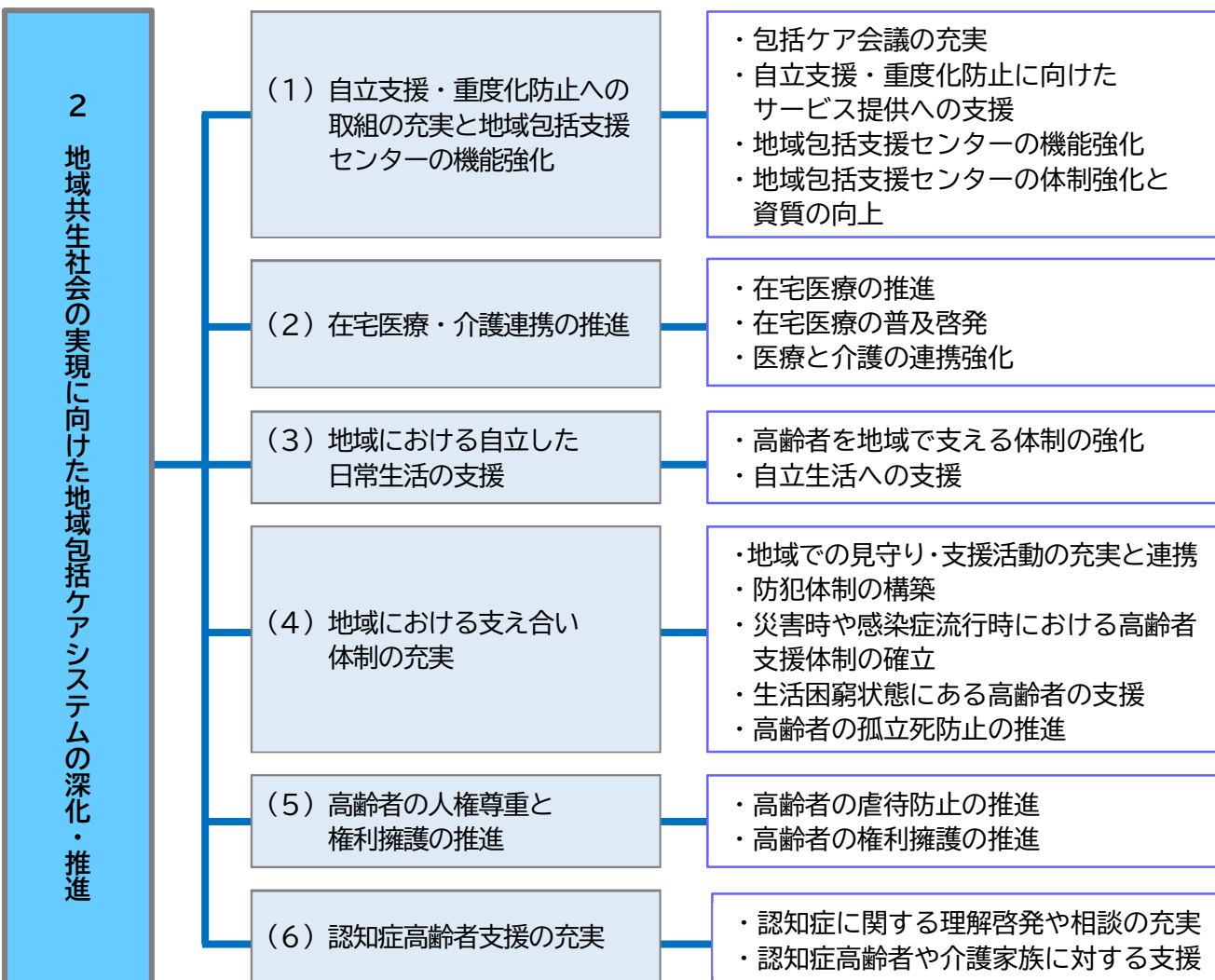
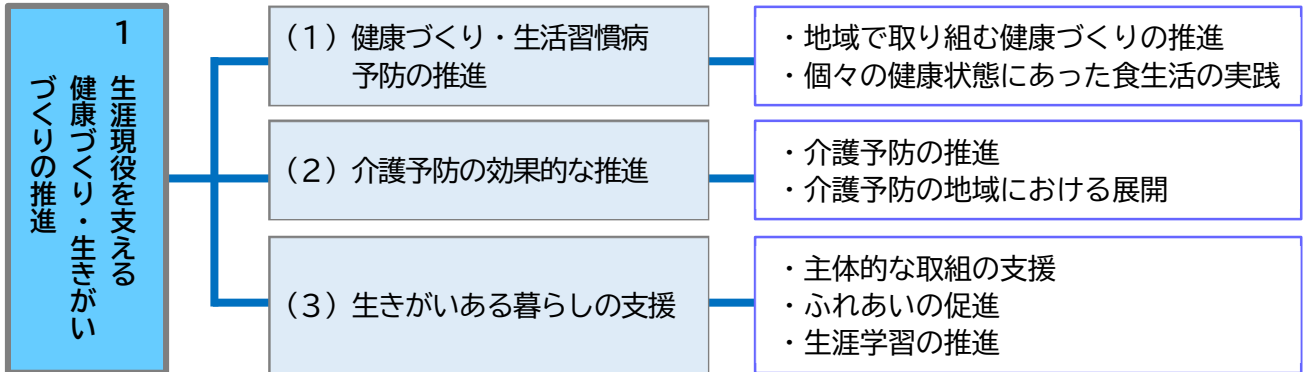
※資料：将来推計人口及び厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和5年(2023年)月報をもとに、地域包括ケア「見える化」システムで推計

4 施策・事業の展開

【基本目標】

【施策の方向】

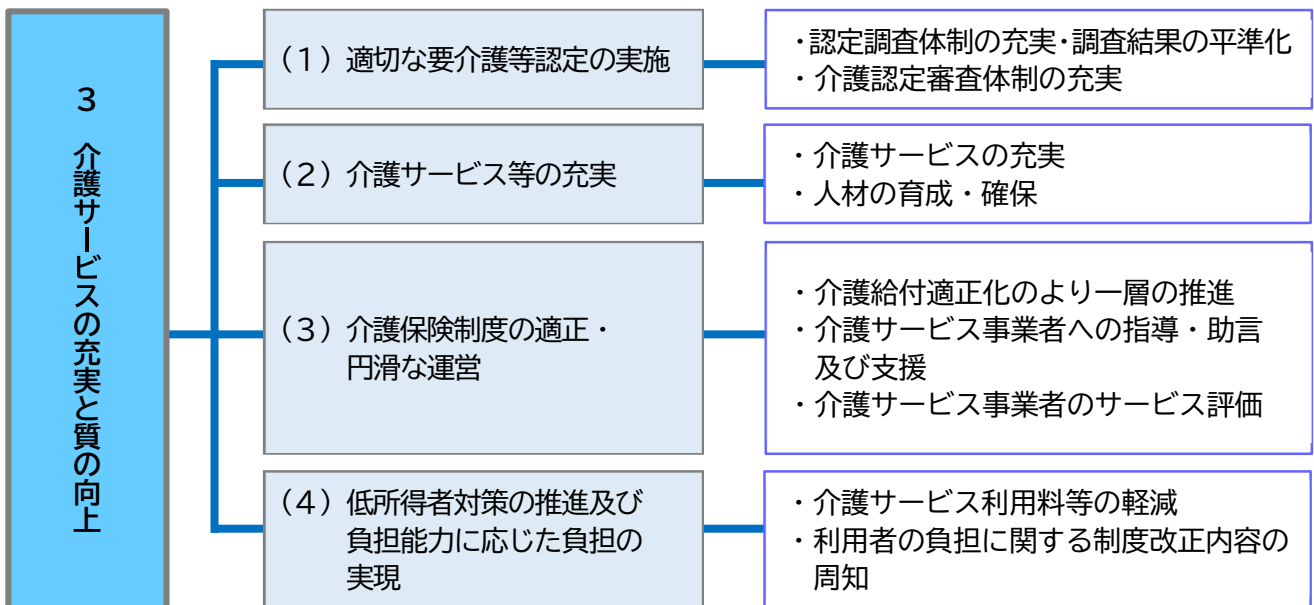
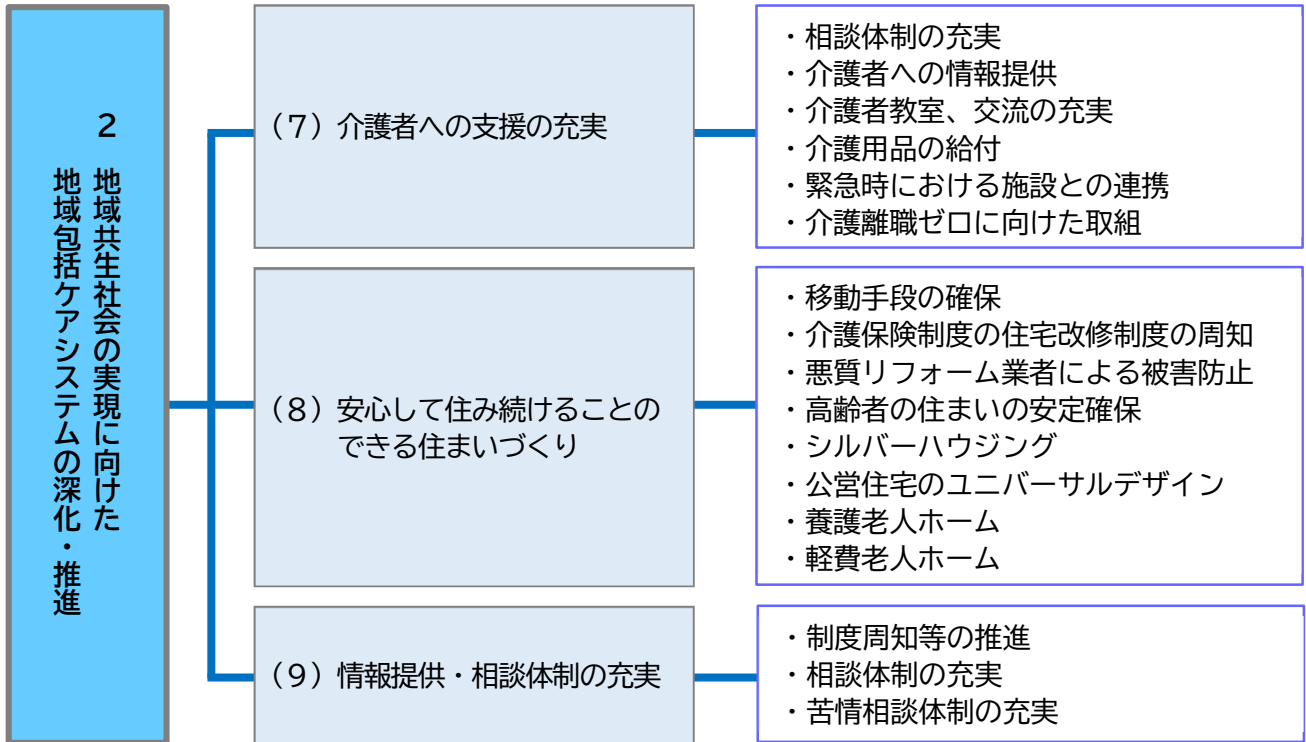
【個別の施策】



【基本目標】

【施策の方向】

【個別の施策】



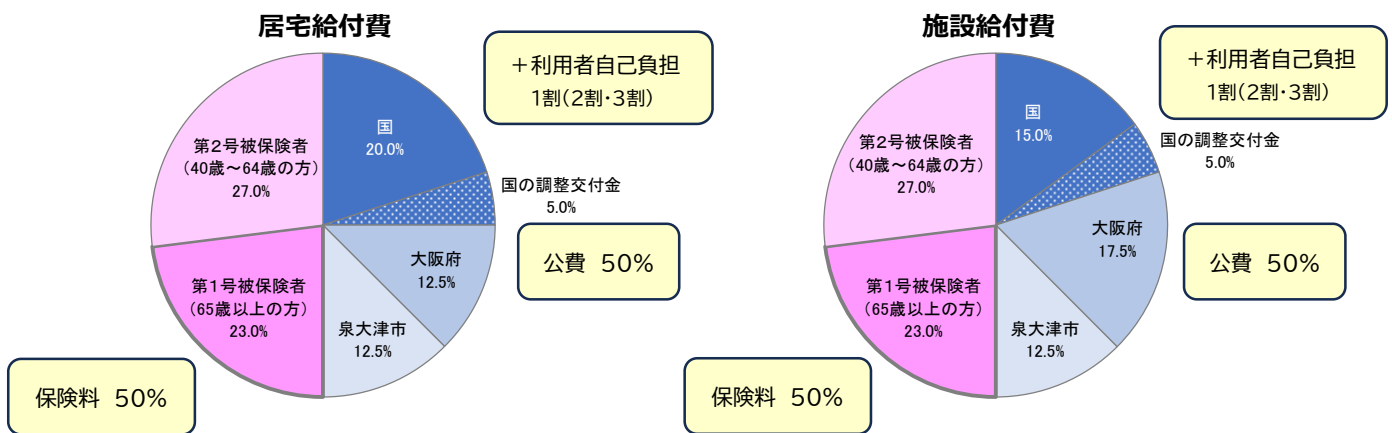
5 第1号被保険者保険料の算定

(1) 財源構成

① 保険給付費の財源

介護サービスを利用する場合、費用の1割（一定以上の所得がある人は、2割または3割）が自己負担となり、残りの9割（一定以上の所得がある人は、8割または7割）が保険から給付されます。原則として、その財源の半分は保険料（第1号被保険者 23.0%、第2号被保険者 27.0%）、残りは国（25.0%）、大阪府（12.5%）、泉大津市（12.5%）の負担で賄っています。そのため、介護サービスを利用する量により、高齢者全体の保険料も決まることになります。

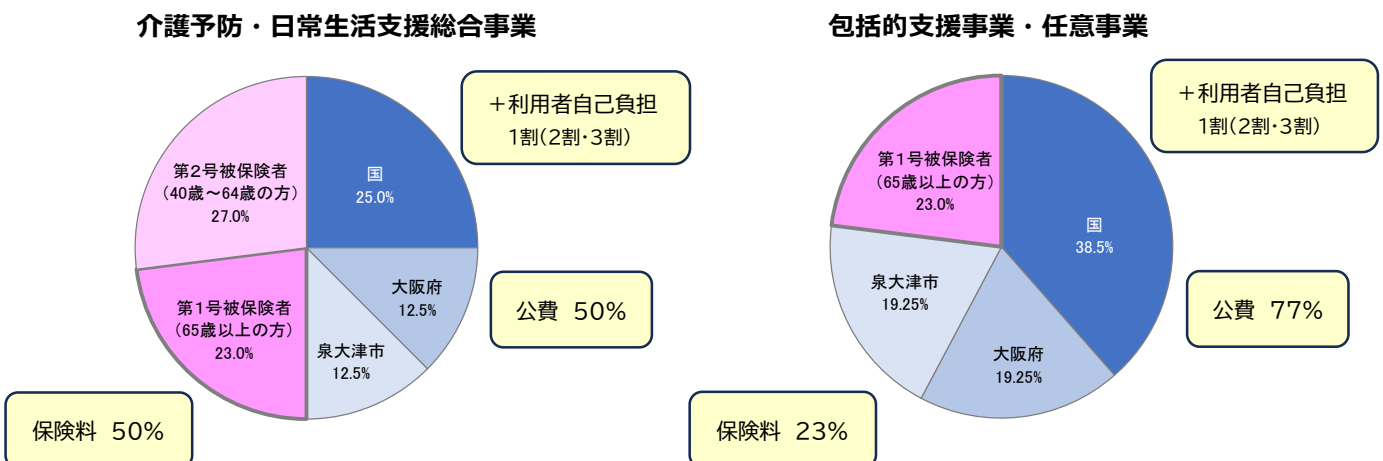
■ 介護保険の財源構成



② 地域支援事業費の財源

地域支援事業費は、高齢者人口の伸び率等を勘案して上限が設定されます。介護予防・日常生活支援総合事業は、半分が国（25.0%）、大阪府（12.5%）、泉大津市（12.5%）の負担、残りの半分を保険料（第1号被保険者 23.0%、第2号被保険者 27.0%）で賄います。包括的支援事業・任意事業については、第1号被保険者の負担割合は変わりませんが、第2号被保険者の負担がなく、国（38.5%）、大阪府（19.25%）、泉大津市（19.25%）の公費の占める割合が高くなっています。

■ 地域支援事業費の財源構成

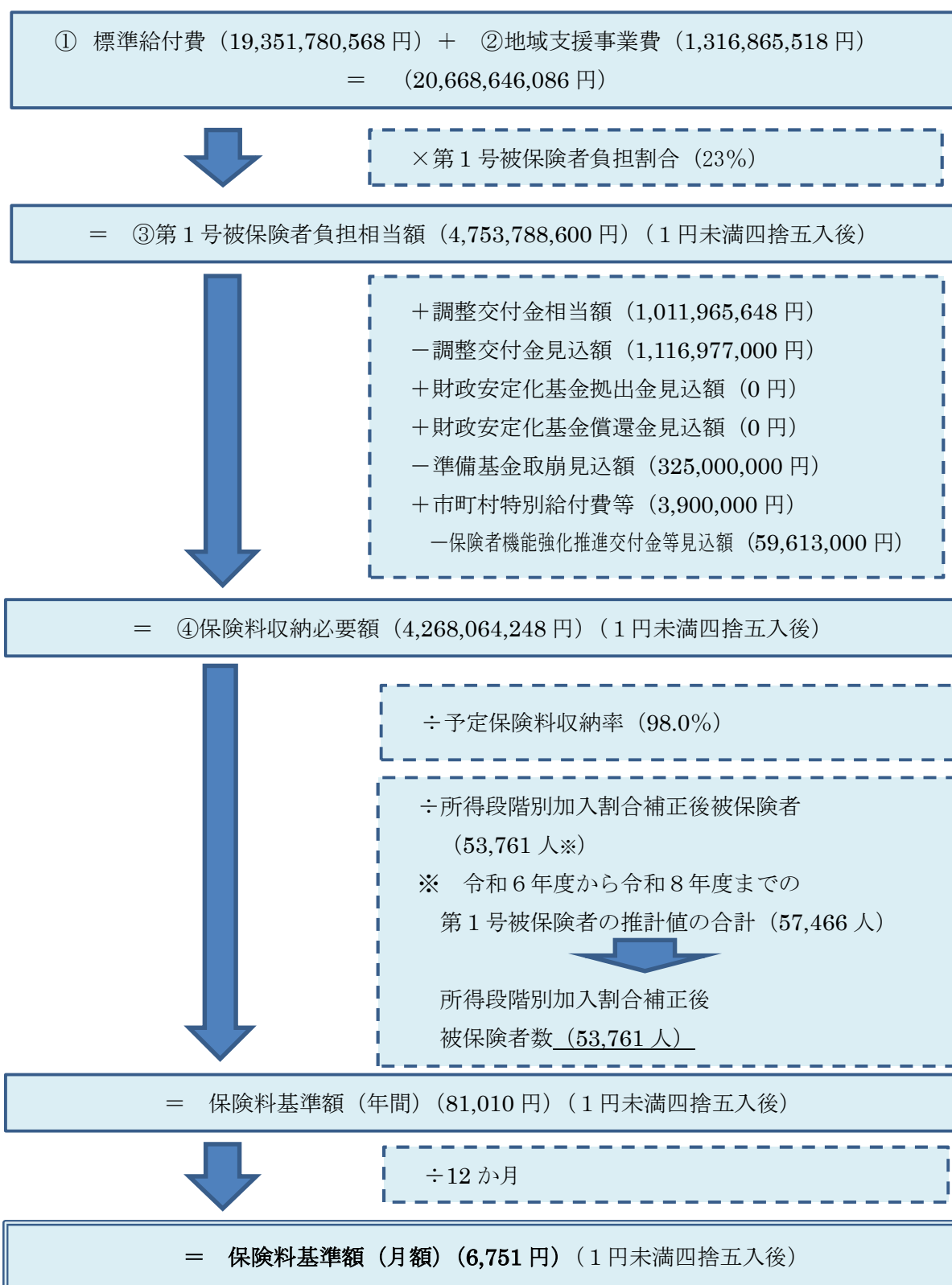


(2) 所得段階の設定

保険料負担の公平化の観点から、高所得者の多段階化等を行い、第8期の12段階から15段階に変更します。

区分	対象者	保険料負担率
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 +課税年金収入額が80万円以下の人	(基準額×0.285) ※公費を投入し、低所得の高 齢者の保険料の軽減を実 施する前は0.455
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 +課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の人	(基準額×0.45) ※公費を投入し、低所得の高 齢者の保険料の軽減を実 施する前は0.65
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 +課税年金収入額が120万円超の人	(基準額×0.685) ※公費を投入し、低所得の高 齢者の保険料の軽減を実 施する前は0.69
第4段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額 +課税年金収入額が80万円以下の人で、 世帯の誰かに市民税が課税されている人	(基準額×0.88)
第5段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額 +課税年金収入額が80万円超の人で、 世帯の誰かに市民税が課税されている人	基準額
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円未満の人	(基準額×1.15)
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	(基準額×1.3)
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	(基準額×1.5)
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満の人	(基準額×1.7)
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満の人	(基準額×1.9)
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の人	(基準額×2.1)
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人	(基準額×2.3)
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 720万円以上800万円未満の人	(基準額×2.4)
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 800万円以上1000万円未満の人	(基準額×2.5)
第15段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1000万円以上の人	(基準額×2.6)

(3) 介護保険料の算定



泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）】

概要版

令和6年3月発行

発行 泉大津市
〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号
電話：0725-33-1131
FAX：0725-20-3129
編集 泉大津市高齢介護課
